

各支給認定保護者の皆様

新潟認定こども園

### 令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支携去(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和2年度の実績を御報告するものです。  
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

新潟認定こども園 設置者様

新潟市役所保育課

## 令和2年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和2年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

## 〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

## ■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	205,400	205,400	188,990
5月	205,400	205,400	188,990
6月	205,400	205,400	188,990
7月	208,200	208,200	191,790
8月	200,090	200,090	191,790
9月	208,200	208,200	191,790
10月	208,200	208,200	191,790
11月	208,200	208,200	191,790
12月	208,200	208,200	191,790
1月	208,200	208,200	191,790
2月	201,210	201,210	184,880
3月	220,370	220,370	204,040

## ■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	206,460	200,350	125,370	119,260	81,750	75,640	65,850	59,740
5月	206,500	200,390	125,410	119,300	81,790	75,680	65,890	59,780
6月	206,500	200,390	125,410	119,300	81,790	75,680	65,890	59,780
7月	206,500	200,390	125,410	119,300	81,790	75,680	65,890	59,780
8月	206,280	200,170	125,190	119,080	73,620	67,510	65,670	59,560
9月	206,280	200,170	125,190	119,080	81,570	75,460	65,670	59,560
10月	206,280	200,170	125,190	119,080	81,570	75,460	65,670	59,560
11月	206,280	200,170	125,190	119,080	81,570	75,460	65,670	59,560
12月	206,220	200,110	125,130	119,020	81,510	75,400	65,610	59,500
1月	206,220	200,110	125,130	119,020	81,510	75,400	65,610	59,500
2月	203,590	197,540	123,640	117,590	74,070	68,020	58,350	52,300
3月	222,040	215,990	142,090	136,040	99,020	92,970	83,300	77,250

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途225×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,500を追加。